



# 島根県報

平成29年8月8日（火）

第2,927号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定の更新	（障がい福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定	（ 〃 ）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の名称の変更	（ 〃 ）	2
指定施業要件の変更予定保安林	（森林整備課）	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（7件）	（中小企業課）	3

### 【公 告】

島根県水防情報システム（第三期）開発及び運用保守業務の調達に係る提案競技の実施	（河川課）	11
都市計画変更の図書の縦覧（2件）	（下水道推進課）	17

### 【特定調達公告】

島根県公共工事積算共同利用システム（第3次）の開発及び運用業務の調達に係る随意契約の相手方等	（技術管理課）	17
駐在所ネットワーク更新に係る回線利用、通信機器の賃貸借及び付帯する導入業務委託契約に係る一般競争入札の実施	（警察本部）	18

**告 示****島根県告示第433号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成29年 8 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人一陽会	訪問看護	加藤医院	仁多郡奥出雲町三成358-6	平成29年 8 月 1 日
	介護予防訪問看護			

**島根県告示第434号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

平成29年 8 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	更新年月日
名 称	所 在 地		
株式会社山藤薬局浅利支店	江津市浅利町209番地 3	育成医療 更生医療	平成29年 8 月 1 日
みさと薬局	邑智郡美郷町粕淵92-13	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年 8 月 1 日

**島根県告示第435号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成29年 8 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
訪問看護ステーション ココ・リハ	松江市春日町155-1	精神通院医療	平成29年 8 月 1 日
訪問看護ステーション めぐる	松江市西川津町2674-5	精神通院医療	平成29年 8 月 1 日

**島根県告示第436号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成29年 8 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		所 在 地	自 立 支 援 医 療 の 種 類	変 更 年 月 日
名 称				
変 更 前	変 更 後			
スイング薬局益田店	エスマイル薬局益田店	益田市中島町口605番1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年8月 1日
オリーブ薬局邑南店	エスマイル薬局邑南店	邑智郡邑南町中野3846 -10	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成29年8月 1日

**島根県告示第437号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年8月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年6月8日農林水産省告示第801号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第438号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成29年8月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
万代書店松江店 島根県松江市学園1-8-21外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社いない 代表取締役 天野 達也 鳥取県倉吉市河原町1770
- (3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社いない 代表取締役 稲井 範行 鳥取県倉吉市河原町1770

(変更後) 株式会社いない 代表取締役 天野 達也 鳥取県倉吉市河原町1770

- (4) 変更の年月日  
平成29年 2 月 1 日
- 2 届出年月日  
平成29年 7 月 28 日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所  
松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先  
松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他  
意見書に記載する氏名は、自署によること。

#### 島根県告示第439号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による届出があつたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成29年 8 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
みしまや川津店 島根県松江市西川津町850-1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功 島根県松江市雑賀町99
- (3) 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
(有) サンアイ	島根県松江市南田町124-1	三島 敏功	平成29年 6 月 1 日 (株) みしまやに合併
九州惣菜 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町 6-28	西岡 浩志	
(株) ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日	広島県広島市西区井口明神 1-1-10	村上 正一	

本			
(変更後)			
氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
九州惣菜 (株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	西岡 浩志	
(株) ツルハグループ ラッグ&ファーマシー西日 本	広島県広島市西区井口明神1-1-10	村上 正一	

## (4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成29年7月28日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課 (松江市末次町86番地)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第440号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成29年8月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや田和山店 島根県松江市田和山町41

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功 島根県松江市雑賀町99

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
(有) サンアイ	島根県松江市南田町124-1	三島 敏功	平成29年6月1日(株)みしまやに合併
細田 雄治	島根県松江市西川津町1378	—	
金坂 香織	島根県松江市八雲台2-1-32	—	
昭和食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	高柳 直希	
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 章文	

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
細田 雄治	島根県松江市西川津町1378	—	
金坂 香織	島根県松江市八雲台2-1-32	—	
昭和食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	高柳 直希	
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 章文	

## (4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成29年7月28日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課(松江市末次町86番地)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第441号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成29年8月8日

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや楽山店 島根県松江市西川津町2081-1

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功 島根県松江市雑賀町99

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
(有) サンアイ	島根県松江市南田町124-1	三島 敏功	平成29年6月1日(株)みしまやに合併
昭和食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	高柳 直希	
金坂 香織	島根県松江市八雲台2-1-32	—	
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 伸明	

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
昭和食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	高柳 直希	
金坂 香織	島根県松江市八雲台2-1-32	—	
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 伸明	

## (4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成29年7月28日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課(松江市末次町86番地)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第442号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成29年8月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや上の木店 島根県松江市上乃木三丁目14-20

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功 島根県松江市雑賀町99

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
(有) サンアイ	島根県松江市南田町124-1	三島 敏功	平成29年6月1日(株)みしまやに合併
昭和食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	高柳 直希	
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 章文	
岡野食品ホールディングス(株)	兵庫県姫路市御国野町国分寺391	岡野 吉純	
(株) ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本	広島県広島市西区井口明神1-1-10	村上 正一	

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
昭和食品(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	高柳 直希	
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 章文	
岡野食品ホールディングス(株)	兵庫県姫路市御国野町国分寺391	岡野 吉純	
(株) ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本	広島県広島市西区井口明神1-1-10	村上 正一	
安原 啓司	島根県松江市上東川津町1980	—	平成29年5月23日入店

## (4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成29年7月28日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

#### 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

##### (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

##### (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

##### (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

### 島根県告示第443号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成29年8月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 届出の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

みしまや学園店 島根県松江市学園二丁目34-6

##### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社みしまや 代表取締役 三島 敏功 島根県松江市雑賀町99

##### (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
(有) サンアイ	島根県松江市南田町124-1	三島 敏功	平成29年6月1日(株)みしまやに合併
九州惣菜(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	西岡 浩志	
細田 雄治	島根県松江市西川津町1378	—	
(有) 岡三栄堂	島根県松江市寺町132	岡 敏和	
岡野食品ホールディングス(株)	兵庫県姫路市御国野町国分寺391	岡野 吉純	
犬山 豊	島根県松江市玉湯町林818	—	

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
--------	----	--------	----

(株) みしまや	島根県松江市雑賀町99	三島 敏功	
九州惣菜(株)	福岡県北九州市門司区黄金町6-28	西岡 浩志	
細田 雄治	島根県松江市西川津町1378	—	
(有) 岡三栄堂	島根県松江市寺町132	岡 敏和	
岡野食品ホールディングス (株)	兵庫県姫路市御国野町国分寺391	岡野 吉純	
犬山 豊	島根県松江市玉湯町林818	—	

## (4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成29年 7 月 28 日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課(松江市末次町86番地)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第444号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成29年 8 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめマート神西 島根県出雲市大島町24-1外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名(変更前)

小売業者	住 所	代表者名	変更年月日
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 悦夫	
(株) 山陰フジカラー	島根県松江市浜乃木二丁目5番1号	秦 恵治	

(変更後)

小売業者	住 所	代表者名	変更年月日
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 悦夫	
(株) 山陰フジカラー	島根県松江市浜乃木二丁目5番1号	秦 恵治	
(株) セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河合 英治	平成28年10月7日入店

## (4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

## 2 届出年月日

平成29年7月27日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課（出雲市今市町70）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

**公 告**

島根県水防情報システム（第三期）開発及び運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成29年8月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 提案競技に付する事項

## (1) 名称

島根県水防情報システム（第三期）開発及び運用保守業務

## (2) 仕様

島根県水防情報システム（第三期）開発及び運用保守業務委託に係る提案競技仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## (3) 予算額

712,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

各年度の予算額は、次の表のとおり

内容・期間	年度	予算額 (消費税及び地方消費税相当額含む。)
開発業務 契約の日の翌日から平成31年3月31日まで	平成29年度	52,000,000円
	平成30年度	660,000,000円
運用保守業務 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで	平成31年度	
	平成32年度	
	平成33年度	
	平成34年度	
	平成35年度	
合 計		712,000,000円

## 2 開発期間及び運用期間

## (1) 開発期間

契約の日の翌日から平成31年3月31日まで

## (2) 運用保守期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

## 3 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

## (1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、公告日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

キ 共同企業体の構成員としてこの提案競技に参加していないこと。

ク 国際標準化機構が定めた規格 I S O9001の認証取得者であること。

ケ 国又は都道府県における水防情報システムの開発業務（更新業務も可とする。）を平成19年4月1日以降受注した実績（平成19年4月1日以前に受注し、平成19年4月1日以降に完了した実績を含む。）を有する者であること

(共同企業体構成員としての実績も可とする。)

なお、水防情報システムとは、水防法に基づく水防情報（洪水予報、水防警報等）の提供のため、各所に配置した観測局から観測データを収集し、一元的に管理するシステムをいう。

## (2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(ウ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大であり、(1)のクに該当すること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからカまでに該当すること。

エ 共同企業体の構成員のいずれかが(1)のケに該当すること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの提案競技に参加していないこと。

## 4 提案競技説明に関する事項

### (1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎3階） 島根県土木部河川課防災グループ

電話（直通） 0852-22-5529

F A X 0852-22-5681

電子メール kasen@pref.shimane.lg.jp

### (2) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

なお、守秘義務の遵守に関する誓約書の様式は、島根県ホームページからのダウンロード又は配布場所での配布により提供する。

#### ア 配布期間

平成29年8月8日（火）から同年9月12日（火）

閉庁日を除く毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

#### イ 配布場所

上記(1)に同じ。

### (3) 提案競技説明会

#### ア 日時

平成29年 8 月 17 日（木）午後 2 時から

イ 場所

島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁会議棟第 5 会議室

5 提案競技参加資格確認手続

(1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、共同企業体の場合は、イからカまでの書類について全構成員のものを提出すること。

なお、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書

イ 会社概要書又は経歴書

ウ 財務諸表（決算報告書）

エ 法人の登記事項証明書又は身分証明書

オ 島根県税の未納の徴収金がないこと又は納税義務がないことの証明書

カ 消費税及び地方消費税の未納の税額がないこと又は納税義務がないことの納税証明書

キ 国際標準化機構が定めた規格 I S O9001 の認証取得登録証の写し

ク 水防情報システムの開発業務の受注実績表

ケ 担当者届

コ 3 の(2)のアに関する協定書の写し（共同企業体の場合のみ）

(2) 提出書類の形式

提案競技実施要領による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

各 1 部提出すること。

ウ 提出期限

平成29年 9 月 12 日（火）午後 5 時まで提出すること（郵送の場合は、書留により必着のこと。）。

エ 提出先

4 の(1)に同じ。

6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成29年 9 月 20 日（水）付けで、郵送にて通知する。

7 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、提案競技実施要領による様式にて提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。ただし、必ず到着確認の電話をすること。）。

(2) 提出期限は、平成29年 8 月 25 日（金）午後 5 時までとする。

(3) 提出先は、4 の(1)に同じとする。

(4) 質問に対する回答は、平成29年 9 月 4 日（月）までに、提案競技配布資料受領者全員に対し、ファックス又は電子メールにより通知する。

8 提案書等の提出について

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、次により提案書及び見積書を提出すること。

(1) 提案書の内容

島根県水防情報システム（第三期）開発及び運用保守業務について提案すること。ただし、提案競技実施要領の提

案書記載内容確認表における必須項目及び機能必須項目確認表に対応する記載を必ず行うこと。

なお、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(2) 提出書類の形式

ア 提案書の形式は、任意とする。ただし、用紙は全てA4版とし、ページ番号を付するものとする。

イ 見積書の様式は、提案競技実施要領による。

(3) 提案書等の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

(ア) 提案書 10部

(イ) 見積書 1部

ウ 提出期限

平成29年9月28日（木）午後5時までに提出すること（郵送の場合は、書留により必着のこと。）。

エ 提出先

4の(1)に同じ。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 提案競技に参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案を代理したとき。

(6) 島根県が実施する入札について公告日から審査委員会の審査までの間に指名停止の措置を受けたとき（共同企業体においては、その構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた場合を含む。）。

(7) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 選定方法

(1) 別に設置する島根県水防情報システム（第三期）開発及び運用保守業務の調達に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、選定を行うものとする。

(2) 評価については、以下の点を考慮する。

ア システムの操作性、閲覧性

操作や運用が簡単か。利便性等を高める提案があるか。Webアクセシビリティへの配慮がされているか。

イ システムの安定性

ハードウェア、ネットワーク、設置環境等における障害に対する稼働性が確保されているか。情報セキュリティに対する信頼性が確保されているか。重要性の高い情報の収集配信方法について配慮されているか。

ウ システムの保守性、管理性、可変性

保守やバージョンアップについて配慮されているか。障害対応や基本的なデータの変更への対応は、配慮されているか。設備の拡張性等に配慮されているか。

エ システム開発・運用の確実性

提案者の開発体制、開発方法、移行方法、スケジュール等は適切か。適切な管理について配慮されているか。

オ システム開発・運用保守費用

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

- (4) 提案内容について提案者によるプレゼンテーション又はヒアリングを行う。
- (5) プレゼンテーション又はヒアリングの日程等については、提案競技参加者へ別途通知する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。

#### 11 契約

##### (1) 契約相手方

審査委員会が特定した者（以下「契約予定者」という。）と協議を行い合意の上、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

##### (2) 契約予定者の資格

契約予定者は、島根県が実施する入札について審査委員会の審査から契約締結までの間において指名停止の措置を受けた者でないこと（共同企業体においては、構成員がこの期間中に指名停止の措置を受けた者でないこと。）。

##### (3) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

##### (4) 前金払

1の(3)に示す平成29年度の予算額の範囲内で、前金払の請求があった場合において発注者がその必要があると認めた場合に前金払を行うことができる。

##### (5) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

##### (6) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

#### 12 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加又は修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション又はヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) その他詳細は、提案競技実施要領による。

#### 13 提案競技に関する問合せ先

4の(1)に同じ。

#### 14 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be provided : Development and operation maintenance (3rd term) for the Shimane Prefectural Government flood prevention and information system 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents : September 28th, 2017 by 5 : 00 p.m.
- (3) For further details, please contact : Shimane Prefecture River Division 8 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690-8501  
TEL 0852-22-5529

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成29年 8 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）下水道
- 2 縦覧場所  
島根県土木部下水道推進課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成29年 8 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類  
宍道都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）下水道
- 2 縦覧場所  
島根県土木部下水道推進課

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年 8 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 役務の名称及び数量  
島根県公共工事積算共同利用システム（第3次）の開発及び運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県土木部技術管理課 島根県松江市殿町8番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成29年 7 月 26 日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
M&T島根県公共工事積算共同企業体  
（代表構成員）株式会社マツケイ 代表取締役社長 佐藤 寿行 島根県松江市乃木福富町735番地211  
（構 成 員）株式会社テクノプロジェクト
- 5 随意契約に係る契約金額  
287,095,920円

## 6 契約相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項1号の規定による。

## 8 提案競技の実施について公告を行った日

平成29年3月28日

---

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成29年8月8日

島根県警察本部長 立崎正夫

## 1 入札に付する事項

## (1) 入札の件名

駐在所ネットワーク更新に係る回線利用、通信機器の賃貸借及び付帯する導入業務委託契約

## (2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 回線利用期間

平成29年11月1日から平成36年2月29日まで

## (4) 賃貸借期間

平成30年3月1日から平成36年2月29日まで

## (5) 委託業務期間

契約の日から平成30年2月22日まで

## (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセント（平成31年9月まで）及び10パーセント（平成31年10月から）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100（平成31年9月まで）及び110分の100（平成31年10月から）に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14借入品」、中分類「(6)電気通信機器」に登載されている者であること。

(4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の登録を受けた者であること。

(7) 本件公告による賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品等を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者にあつても上記(1)から(5)までの要件を満たす者であること。

(8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

### 3 入札書の提出場所等

#### (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線2241、2242

#### (2) 入札説明会

行わない。

#### (3) 入札説明書の交付期間及び方法

平成29年8月8日(火)から同年9月5日(火)までの間、(1)の場所において交付する(交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。)

なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。

#### (4) 入札書の提出期限

平成29年9月20日(水)午後2時(郵便による入札にあつては、正午までに到着していること。)

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年9月20日(水) 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部2階 聴聞室

ウ 開札 即時開札

#### (6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

### 4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 5 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### 6 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### 7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 8 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

### 9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当すると

きは、当該入札者の入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする

11 契約書作成の要否

要する。

12 その他

詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Subject matter for tender : The contract which builds the network of police substation, and the use of communication line, and the leasing contract of the communication equipment.

(2) Bid tendering Date : September 20, 2017, 2 : 00 p.m. (Bids by Post must be received by noon on September 20, 2017)

(3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1, Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690-8510

TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)